広報家畜衛生

令和8年11月12日発行

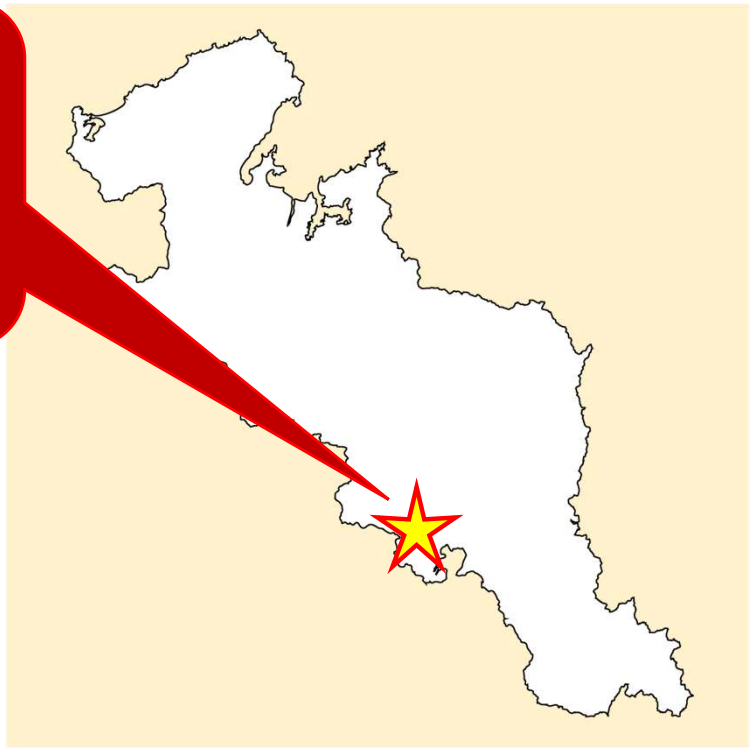
〇徳島家畜保健衛生所
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目94
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938
〇阿南支所
〒774-0013 阿南市日開野町谷田483-3
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

家畜保健衛生所ホームページURL
https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/

今シーズン　国内１例目

京都府 亀岡市で
高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認

京都府 亀岡市
採卵鶏
約20万羽
発生日：11/12



異常家きんの早期発見、早期通報に留意してください

鶏の日常の健康観察を徹底し、死亡羽数の急増（通常の死亡率の２倍以上）や、飼養鶏に異状が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所にご連絡ください。

＜連絡先＞　徳島家畜保健衛生所（24時間対応）

徳島本所　088-631-8950

阿南支所　0884-22-0304

家畜保健衛生所は、休日･夜間も24時間対応しています

農場で必要な措置を講じなかった場合、
手当金が減額される事があります

【主な減額理由】

●飼養衛生管理基準違反

- 衛生管理区域**専用の衣服・靴の着用等の不徹底**
- **衛生管理区域に乗り入れた車の車内における交差汚染防止対策不徹底**
- **谷水や井戸水**を使用する際の**消毒の不徹底**
- 畜舎に出入りする際の**手指消毒の不徹底**
- 家畜の**畜舎間移動時の通路の消毒不徹底**
- 畜舎に**重機・一輪車等を持ち込む際の消毒の不徹底**

これまで以上に重視

●早期通報違反

- 死亡羽数の増加などの異常が確認されていたにもかかわらず、家畜保健衛生所への**通報が遅延**

●虚偽報告

- 早期発見・まん延防止のために家畜保健衛生所が実施する報告徴求の際に、**虚偽の内容を報告**

飼養衛生管理基準の遵守について
より一層の徹底をお願いします。

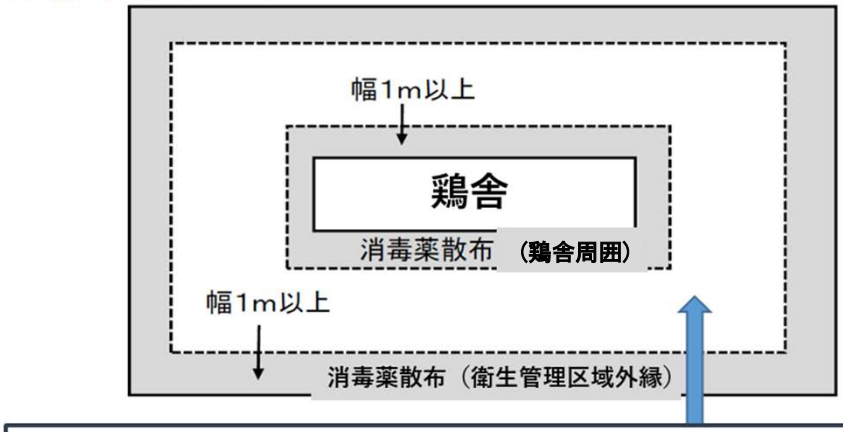
緊急消毒の実施にあたり、各養鶏場に消石灰を配布します

常日頃から「定期的な消毒」や「ゼロのつく日の消毒」などを行っていただいているところではありますが、鶏舎周りを中心に、確実な消毒を実施するようお願いします。

配送の手配が終了し次第、順次配布します。配布の日時や場所についての連絡をお待ちください。

消石灰散布方法について

★ 散布のイメージ

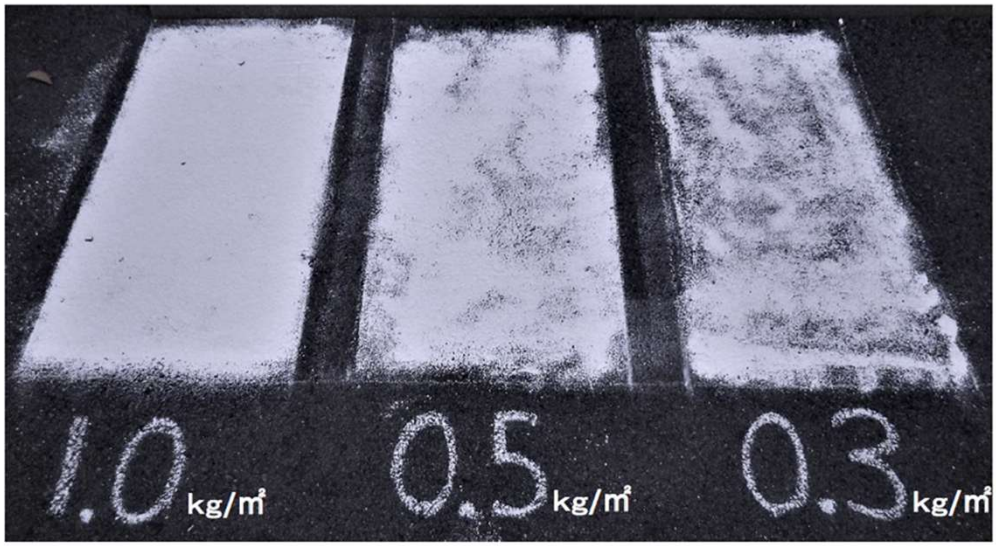


◎鶏舎周辺・衛生管理区域外縁部以外の部分についても、可能な限り散布してください。

注意：消毒薬散布にあたっては、住居・河川等隣接地の環境・立地状況を考慮して、その消毒薬散布量及び実施を判断してください。

★ 散布量

1㎡あたり0．5kg以上（地面がほぼ見えなくなる程度）になるよう散布してください。



対策のポイント

高病原性鳥インフルエンザ



- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

人、物、車両の入出時対

策衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
- 着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。
- 適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- 家きん舎ごとの専用の靴の使用。

野生動物の侵入防止、誘引防止

- 畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。
  →特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ねずみ及び害虫の駆除
- 鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
- 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の９月中には防疫体制を整備。
10月から翌年5月までは警戒を強化。
特に11月から翌年１月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

野鳥・野生動物対策

- 農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- 農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- 野鳥等への安易な餌やり等の中止

近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。

